

社会福祉法人八代市社会福祉事業団 福祉・介護職員等特定処遇改善加算一時金支給要綱

(目的) 2019年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算に加え、経験・技能のある障がい福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる特定加算が創設された。八代市社会福祉事業団においても、経験・技能のある障がい福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も目的とし、要綱を定め支給する。

第一条 この要綱は、障がい福祉サービス等(以下、「サービス」という。)の提供事業所に支給される、福祉・介護職員特定処遇改善加算の職員への支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象職員)

第2条 支給対象となる職員は、基準日(別表第一)に在職する職員のうち次の各号に該当する職員とする。

- (1) 八代市立希望の里たいように勤務する福祉・介護職員、その他の職員。
- (2) 児童発達支援センターのぞみに勤務する福祉・介護職員、その他の職員。

(支給期間)

第3条 助成金の支給期間は、4月から翌年3月までの12か月間とし、支給は別表第一のとおりとする。

(支給日)

第4条 助成金は一時金及び基本給の昇給として支給し、別表第一に掲げる支給期間毎に、支給日欄に定める日に支給する。

(配分方法)

第5条 別表第二に掲げる「A 経験・技能のある障がい福祉人材」・「B 他の障がい福祉人材」・「C その他の職員」の3つのグループに分け、A>B(1):C(0.5)の割合で配分する。

(情報公表)

第6条 処遇改善に関する加算の算定状況、処遇改善に関する具体的な取り組み内容をホームページで公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2. この要綱は、報酬改定により変更する。
3. この要綱は、障がい福祉サービス等報酬に含まれる福祉・介護職員特定処遇改善加算が廃止もしくは停止された場合には、その効力を失う。

別表第一

支給期間	基準日	支給日
4月から 5月まで	6月1日	6月賞与支給日
6月から 11月まで	12月1日	12月賞与支給日
12月から 3月まで	3月1日	3月給与支給日

別表第二

希望の里たいよう

グループ A ※国家資格保持者でキャリア 10 年以上の福祉・介護職員
※キャリア 10 年以上でサービス管理責任者。兼務可。
※国家資格を含め福祉に関する資格を複数保持している 5 年以上の福祉介護職員で、事業所が A グループに該当すると認められた福祉・介護職員

グループ B ※グループ A に該当しない福祉・介護職員。兼務可。

グループ C ※福祉・介護職員外の職員。

児童発達支援センターのぞみ

グループ A ※国家資格保持者でキャリア 10 年以上の福祉・介護職員 又はキャリア 10 年以上で児童発達支援管理責任者。兼務可。
※国家資格を含め福祉に関する資格を複数保持している 5 年以上の福祉介護職員で、事業所が A グループに該当すると認められた福祉・介護職員

グループ B ※グループ A に該当しない福祉・介護職員。兼務可。

グループ C ※福祉・介護職員外の職員。

グループホームおおぞら荘 ※R3年4月1日現在 算定不可

グループ A ※国家資格保持者でキャリア 10 年以上の福祉・介護職員 世話人。

グループ B ※グループ A に該当しない福祉・介護職員。世話人

グループ C ※福祉・介護職員外の職員。